

# 令和元年度 第12回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和元年9月20日（金） 午前9時40分から9時50分まで

二 場 所 人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

## 三 出席者

- |         |      |       |         |      |  |
|---------|------|-------|---------|------|--|
| 1 人事委員  | 委員長  | 小松哲也  |         |      |  |
|         | 委員   | 上田博久  |         |      |  |
|         | 委員   | 中本久美子 |         |      |  |
| 2 事務局職員 | 事務局長 | 川本晴彦  | 次長兼任用課長 | 山添久  |  |
|         | 給与課長 | 川口豊長  | 主幹      | 尾田聡子 |  |
|         | 係長   | 毎野卓実  | 係長      | 高多孝典 |  |
| 3 傍聴者   |      | なし    |         |      |  |

## 四 議 題

議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について

議案第2号 選考により採用する職の承認について（理学療法士、歯科衛生士）

## 五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議事は公開とすることについて全員の合意を得た。

### ◇議案第1号

条例改正に対する本委員会の意見について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説 明】

### ◇会計年度任用職員の設置に伴う関係条例の整備に関する条例

#### 1 条例の改正理由

地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員に関する制度が設けられたこと等に伴い、関係する条例について所要の改正を行う。

#### 2 条例の概要

(1) 次の条例につき、会計年度任用職員の給与、勤務時間その他任免に関する規定の整備等を行う。

- ア 職員の給与に関する条例
- イ 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
- ウ 職員の懲戒の手続、効果等に関する条例
- エ 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- オ 職員の退職手当に関する条例
- カ 職員の旅費等に関する条例
- キ 職員の育児休業等に関する条例
- ク 職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- ケ 鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- コ 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- サ 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

シ 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、令和2年4月1日とする。

【参考】(地方公務員法及び地方自治法の一部改正のポイント)

(1) 特別職非常勤職員は「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」、臨時的任用職員は「常勤職員に欠員等が生じた場合の職」に任用範囲を厳格化する。

	現行	新制度移行後
特別職非常勤職員	専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者	非常勤職員(特別職)
	上記以外の資格職・専門職等	
一般職非常勤職員	正職員の事務補助等の職	会計年度任用職員
臨時的任用職員	一時的な事務の増加等に対処する職	
	常勤職員に欠員等が生じた場合の職	臨時的任用職員

(2) 会計年度任用職員に対して、期末手当の支給が可能となるよう規定を整備する。

〔参考〕本県の会計年度任用職員の処遇等

ア 報酬

今回の制度改正にあたっては、現行水準を維持する。

イ 期末手当

任用期間が6月以上の会計年度任用職員に対して、期末手当を支給する。

ウ 任用期間

会計年度内の任用とする。再度の任用は、現行どおり最大4回・最長5年とする。(国：2回・3年)

エ 移行特例

現在任用している一般職非常勤職員のうち、最長5年間の再度の任用年限に達していない職員は、人事評価に基づく選考により、引き続き任用する。

3 条例案に対する当委員会の判断(案)

地方公務員法及び地方自治法の改正により、令和2年度から新たに導入される会計年度任用職員制度に向けて、勤務条件等の本県における制度の整備を図るものであり、異議はない。

◇議案第2号

選考により採用する職の承認(理学療法士、歯科衛生士)について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県知事から次のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認する。

1 申請理由

申請のあった職	採用予定者数	申請理由
理学療法士	1名程度	・今年度末での退職予定者が急遽発生し、今後、安定的に業務を行うためには迅速な人員配置が必要となるため。
歯科衛生士	1名程度	

2 採用予定日

令和2年4月1日

### 3 配属先及び職務内容

申請のあった職	配属先	職務内容
理学療法士	総合療育センター、療育園、福祉保健部、県立病院等	・肢体不自由・運動発達遅滞児の理学療法（外来、入院、在宅） ・地域におけるリハビリテーション（介護、老人保健事業等）の支援、指導等
歯科衛生士	福祉保健部、総合事務所福祉保健局、県立病院等	・歯科保健に係る計画の策定・推進 ・歯と口腔の健康づくりに係る各種事業の推進 ・患者への歯科保健指導等

### 4 能力実証の方法

知事部局において選考を実施。

#### (1) 試験内容

基礎能力検査（SPI3（基礎能力のみ））、専門試験、適性検査、人物試験（個別面接による専門的知識・人物についての口述試験）により合格者を選考。

#### (2) 受験資格

##### ア 年齢

昭和59年（1984年）4月2日以降に生まれた人

##### イ 資格・免許

理学療法士	理学療法士及び作業療法士法第3条に規定する理学療法士の免許を有する人又は令和2年3月31日までに行われる国家試験によりこの免許を取得する見込みの人
歯科衛生士	歯科衛生士法第2条に規定する歯科衛生士の免許を有する人又は令和2年3月31日までに行われる国家試験によりこの免許を取得する見込みの人

#### (3) 試験実施スケジュール（予定）

9月24日（火） 募集開始  
11月7日（木） 募集締切  
11月17日（日） 試験日  
11月28日（木） 合格発表

### 5 人事委員会の判断

これらの職については、「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

## 六 次回人事委員会の開催

令和元年9月25日（水）午前10時10分から開催することとした。